

被保険者 各位

中部日本放送健康保険組合
理事長 富田 悦司

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の 施術に係る療養費支給申請書の取り扱いの変更について

日頃は、当組合の事業運営にご理解とご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師（以下、鍼灸師等という）」の施術料のお支払い方法について、現在は施術を受けた方が窓口で「自己負担分」をお支払い頂き、自己負担分を除いた「施術料」は療養費として健康保険組合から鍼灸師等にお支払いしています。

このたび、療養費支給の適正化に伴い、下記のとおり取り扱いを変更しましたのでご通知申し上げます。

今回の変更に伴いお手数とご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 変更後の支払方法

- ①施術料の全額(10 割)を施術所の窓口でお支払いいただき、「領収書」の交付を受けてください。
鍼灸師等に、「施術内容証明書」の証明を受けてください。
- ②下記の書類を、当組合に提出してください。(暦月ごとに申請)

『療養費支給申請書及び
施術内容証明書』

『はり、きゅう用』または『あん摩・マッサージ・指圧用』
の該当するものに記入。また、「療養費支給申請書は申請
者」が、「施術内容証明書は施術者」の記入となります。

『医師の施術同意書（原本）』

**※初療日から 3 か月を経過した時点で、更に施術を受ける場合は再度、医師の施術同意(再同意)
が必要です。**

『領収書原本』(領収印のあるもの)

- ③当組合において、健康保険に適用するものか否かを確認のうえ、療養費としてお支払いいたします。

※暦月での申請となる為、その月の全ての施術を終えてから、暦月分を受療者ごとに 1 枚ご申請ください。

2. 変更の理由

療養費支給の適正化に伴い、健康保険法に定める原則どおりに、全額立替払い(償還払い)に改めるものです。

3. 実施時期

平成 30 年 4 月施術分から (平成 30 年 5 月 1 日以降受付分)

4. 申請書等(当組合ホームページに掲載) について

平成 30 年 4 月以降に鍼灸師等の施術を受け、健康保険を適用される際は、上記申請書等の書類が必要となります。

当組合のホームページから印刷してご使用ください。また、郵送させていただくことも可能ですので必要な場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

平成30年 **4月から**

はり きゅう 鍼灸・あん摩・マッサージ・指圧の 保険請求は「かかった後」に 健保組合へ!

中部日本放送健保組合では健康保険法の「療養費」取り扱い方法の原則に基づき、平成30年4月1日以降に加入者のみなさんが「鍼灸・あん摩・マッサージ・指圧」にかかった際の保険請求(療養費給付)の方法を、下記のとおり変更させていただきます。



平成30年 3月31日まで

「代理受領」方式

対象となる施術
鍼灸・あん摩・
マッサージ・指圧
の保険請求
変更内容

廃止

患者は窓口で自己負担のみ支払い、
鍼灸師などが患者に代わり(委任を受けて)健保組合へ保険請求。



施術



代わりに保険請求



健保組合

新たに

平成30年 4月1日以降

「償還払い」方式

患者本人が窓口で全額立て替え払いの後、健保組合へ保険請求。



施術

施術料の全額を支払い



健保組合 または
事業所の担当者

患者本人が保険請求 (月単位で)

「療養費支給申請書※」に必要事項を記入し、領収書等を添付し申請します。

※申請書は健保組合ホームページでダウンロードできます。

健保組合で審査、支給決定後、事業所で決められた方法にて療養費が支給されます。

※審査の結果、不支給となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

変更の理由

健康保険法の「療養費」取り扱い方法の原則に基づく変更です。ご理解ください。

- (1) 療養費の支給方法は「償還払い」が原則(健康保険法第87条)です。
- (2) 上記原則であるにもかかわらず、当組合では「代理受領」方式で取り扱ってきました。
- (3) 当組合では、取り扱い方法の原則に立ち返り、「鍼灸・あん摩・マッサージ・指圧」について「償還払い」方式に戻します。

中部日本放送健康保険組合

URL <https://www.cbc-kenpo.com>